

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.38

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

遠軽町消費者被害防止連絡会議が発足！！

かねてより準備をすすめてきた遠軽町ネットワーク「遠軽町消費者被害防止連絡会議」が6月2日発足しました。

主な構成団体は、遠軽町、遠軽警察署、遠軽社会福祉協議会などの福祉団体、遠軽金融協会などの金融団体、防犯協会、消費者協会、自治会、老人クラブなどを含めた12団体です。

活動内容は、年1回の連絡会議と高齢者宅を訪問する際にチラシ等を配り予防のPRや高齢者が集まる会議等で学習会を催すことが予定されています。

画期的なのが、町の相談窓口へ寄せられた消費者相談に関する情報を、住民の隅々まで行き渡らすことができるように、「情報提供」シートをあらかじめ作成し、発生状況に応じて、そのシートを自治会内で回覧してもらえよう、各自治会長あてに文書で呼びかけている点です。

集約した被害情報をあらかじめ作成したシートなどで提供すれば、わかりやすい情報提供が可能です。さらに、発信する側も、受ける側の構成団体側も、手間暇を掛けることなく、負担を感じなくてすむのではないのでしょうか？今後発足を予定されている市町村も是非参考にしてみたいかがでしょうか。

こんな相談・問い合わせがきています！！

改正貸金業法で、ローン・キャッシングはどう変わる？

Q

○

5年前からサラ金5社に約300万円の借金がある。年収は350万円で月々6万円を返済しているが、返済が大変な時はさらにサラ金から借りて自転車操業の状態になっている。貸金業法が改正されると、収入の3分の1しか借入できなくなると聞いたが、自分の様な者は借入ができなくなると困る。今後の対応法は？

A

○

平成22年6月18日に改正貸金業法が全面施行になり総量規制が導入されると、借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付は禁止されることを説明しました。既に年収と同等の借入があるため、債務整理を検討してはどうかと伝え、任意整理、特定調停、個人版民事再生、自己破産について伝え、弁護士会等の法律相談および裁判所を紹介しました。

(裏面参照)

改正貸金業法では、「多重債務」による自殺の増加が深刻な社会問題となったことを背景に、消費者金融からの借入や、クレジットカードのキャッシングによる借入の基準が従来と比べ厳しくなりました。

これにより、上記のような相談や、換金を目的にクレジットカードのショッピング枠を利用させる悪質な事業者の情報なども寄せられています。安易にうまい話に乗らず、適切な機関にまずは相談しましょう。(裏面参照)

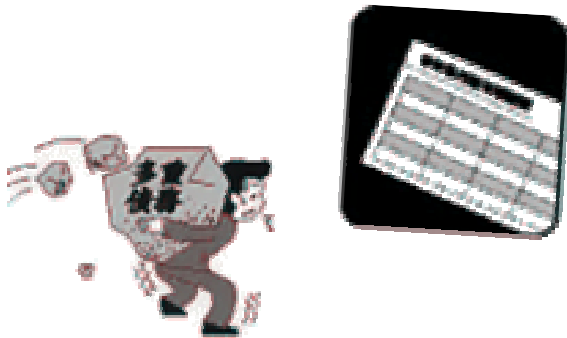
銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫などからの借入は対象外です。

ローン・キャッシング総額に制限

利用方法が変わりました！

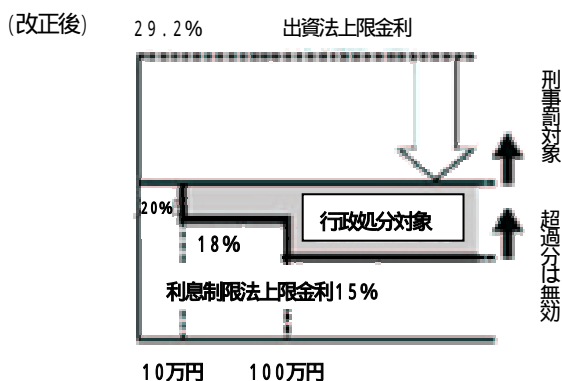
一定額以上は年収証明が必要

一定額以上(1社では50万円超、複数社では合計100万超)を借る場合、源泉徴収票や給与明細書などの「年収を証明する書類」が必要となりました。



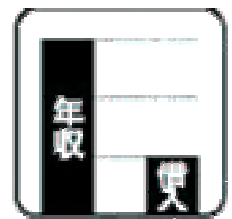
上限金利は20%

上限金利には、利息制限法(貸付額により15~20%)と出資法(29.2%)で2種類ありましたが、改正により利息制限法に一本化されました。



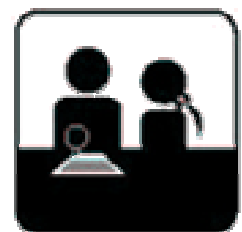
借入総額は年収の3分の1まで

ローンやキャッシングなどの借入総額が原則、年収の3分の1までに制限されました。超えてしまった場合、新規の借入ができなくなりました。複数社から借入の場合は、合計した額です。ただし、住宅や自動車ローン、クレジットカードによる買い物や、個人の事業用資金としての借入は対象外です。



専業主婦(夫)は配偶者の同意が必要

無収入の専業主婦(夫)は、配偶者の同意を得て借入をすることができる場合があります。その際、配偶者の年収を証明する書類や借入についての同意書などが必要となりました。借入総額は、配偶者の借入額と合計して、配偶者の年収の3分の1を超えない範囲内に制限されました。



〈改正法と多重債務の相談窓口〉

北海道庁 貸金業苦情相談専用フリーダイヤル TEL 0120-178-372(月・金受付)

北海道財務局 TEL 011-807-5145

日本貸金業協会 相談センター : TEL 0570-051-051

債務整理は、法テラスコールセンター : TEL 0570-078-374 や最寄りの弁護士会、司法書士会、特定調停の手続き方法は簡易裁判所で相談を受け付けています。

法律の詳しい内容は、金融庁 www.fsa.go.jp/

消費者トラブル事例の内容は 消費者庁 www.caa.go.jp/region/kashikin.html でご覧ください。